

国東市教育委員会の行事の共催及び後援に関する規程

平成18年 9月19日
教育委員会告示第 6号

(趣旨)

第1条 この告示は、国東市教育委員会（以下「委員会」という。）が委員会以外の者の行う教育関係行事を共同して主催し、及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 委員会は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 国東市の教育施策の推進上特に有益であると認められるもの
 - (2) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの
 - (3) 国東市の区域及び近隣の地域において開催されるもの
 - (4) 全市的な規模又はこれに準ずる規模若しくはそれ以上の規模を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的活動を目的とするもの
 - (3) 宗教的活動を目的とするもの
 - (4) 前各号に掲げる活動を目的とするものと類推されるおそれのあるもの

(申請の手続等)

第4条 委員会の共催又は後援を申請しようとする者は、共催（後援）承認申請書（第1号様式）を、行事の開催1か月前までに委員会に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書の提出があった時は、承認、不承認を決定し、共催（後援）承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 委員会は、前項の承認について条件を付することができる。

（報告）

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、共催又は後援する行事の主催者に対し、共催（後援）行事実施報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

（承認の取消し）

第6条 共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する承認の基準に反するものであることが判明したときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

国東市教育委員会共催（後援）承認申請書

令和 年 月 日

国東市教育委員会 殿

住 所
団体名
代表者名

下記の行事の共催（後援）を承認されるよう申請します。

記

- 1 行事の名称
- 2 主 催 者
- 3 行事の趣旨
内 容
- 4 日程・場所
- 5 参加予定数
- 6 ポスター広告
賞状等
- 7 収支予算

第2号様式（第4条第2項関係）

国東市教育委員会共催（後援）承認（不承認）決定通知書

年 月 日

殿

国東市教育委員会
教育長 印

国東市教育委員会共催（後援）承認（不承認）の決定について

年 月 日付けで申請のあった下記行事の共催（後援）については、承認（不承認）とします。

記

- 1 行事の名称
- 2 日 程
- 3 場 所
- 4 承認にあたっての条件
 - (1) 使用する名称は「国東市教育委員会」とすること。
 - (2) 事業計画を変更するときは、事前に協議すること。
 - (3) 政治活動・宗教活動・商業活動を行わないこと。
 - (4) 経費は当方で負担しない。
 - (5) 経費は当方で一部負担する。
(その場合の内容)

第3号様式（第5条関係）

国東市教育委員会共催（後援）実施報告書

年 月 日

国東市教育委員会教育長 殿

住所又は団体名
氏名（報告者）

貴教育委員会共催（後援）の行事を終了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 行事の名称
- 2 日 程
- 3 場 所
- 4 参加者及び事業の概要
- 5 収支決算